

学校使用欄	
奨学給付金の 通し番号	

広島県知事様

R07

広島県高校生等奨学給付金受給申請書

私は、以下の4点全ての項目を確認した上で、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支給対象ではありません。
- 対象生徒について、広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

【申請者（保護者等）】該当する□に✓印を付けてください。

ふりがな		電話番号	
氏名		平日の日中に連絡のとれる電話番号	
住所	〒 -	電子メール	
生徒との関係	☐ 親権者 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）	生徒との続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）

【対象となる高校生等】該当する□に✓印を付けてください。

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日
生徒氏名			
在学する学校	学校名/学年 学校の種類 ☐ 高等学校 ☐ 専修学校（高等課程） ☐ その他（ ）	課程 ☐ 全日制 ☐ 通信制 ☐ その他（ ）	入学年月 年 月 入学
過去の高等学校等における在学の状況	学校名	～ 年 月 日	学校の種類・課程 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名	～ 年 月 日	学校の種類・課程 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【保護者等の収入の状況】※次の（A）又は（B）の該当する□に✓印を付けてください。

（A）生活保護（生業扶助）受給世帯の方

☐

生活保護（生業扶助）を受給しています。（7月1日時点）
生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。【書類③】

（B）非課税（道府県民税及び市町村民税の所得割額が0～99円）の世帯の方

☐

生活保護（生業扶助）を受給していません。（7月1日時点）
私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

次のとおり課税証明書等を提出します。

※(1)～(6)のいずれかの□に✓印を付けてください。

(1)	☐	親権者(両親)2名分	※ 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2名存在する場合
(2)	☐	親権者1名分 ※親権者のいずれかが日本国内で住民税を課されていない場合、原則対象外。	☐ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 ☐ 親権者が存在するものの、DV・児童虐待等のため危害が及ぶことが考えられる場合や失踪・養育放棄により接触できない場合など、家庭の事情によりやむを得ず親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 ※単に別居しているだけの場合は、2名分の課税証明書等の添付が必要です。ただし、別居中の親権者に課税証明書等の提出を求めても応じてもらえない場合は、「養育放棄」に該当する場合があります。
(3)	☐	未成年後見人()名分	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※法人である場合、又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合は、その者を除く。
(4)	☐	主たる生計維持者 2名分	生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
(5)	☐	主たる生計維持者 1名分	・生徒が未成年であり、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・生徒が成人に達しており、主たる生計維持者が存在する場合 等
(6)	☐	生徒本人	・生徒が未成年でかつ(1)～(5)いずれも存在しない場合 ・生徒が成人に達しており、主たる生計維持者がいない場合 等



※(6)の場合のみ使用可。

☐	未成年かつ県民税及び市町村民税の所得割額が課されるだけの収入を得ていないため、課税証明書等の提出を省略します。
--------------------------	---

□ 令和7年度 奨学のための給付金 提出前チェックリスト

記載内容や書類に不備がある場合、審査に時間を要するため給付決定が遅れる原因になります。

提出前に以下のチェック項目をお読みいただき、確認をしてください。

1. 基本項目について

- ☐ 保護者等(申請者)は広島県内に在住していますか。
- ☐ 在学証明書(7月1日以降発行)を学校に依頼し添付していますか。(提出とりまとめを行う県外校を除く)

2. 世帯区分について

- ☐ 生活保護(生業扶助)を受給している場合「生活保護受給証明書(7月1日以降発行)」を添付していますか。
- ☐ 非課税世帯の場合「令和7年度分」の課税証明書を添付していますか。
- ☐ 令和7年度分の課税証明書において道府県民税及び市町村民税の所得割額が0～99円(非課税)ですか。
- ☐ 申請書2ページ目「(2)親権者1名分」にチェックしている場合、理由欄のチェックはしていますか。

広島県知事様

7月1日以降の日付にしてください。

令和 7 年 7 月 7 日

R07

広島県高校生等奨学給付金受給申請書

学校使用欄

奨学給付金の
通し番号

私は、以下の4点全ての項目を確認した上で、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支給対象ではありません。
- 対象生徒について、広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

保護者等の氏名を自署してください。

【申請者（保護者等）】該当する口に✓印を付けてください。

ふりがな	ひろしま もみじ	電話番号	
氏名	広島 紅葉	平日の日中に連絡のとれる電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
住所	〒 730 - 8511 広島市中区基町10番52号	電子メール	ken-gakuji @ shigaku.〇〇.jp
生徒との関係	☒ 親権者 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）	生徒との続柄	☐ 父 ☒ 母 ☐ その他（ ）

【対象となる高校生等】該当する口に✓印を付けてください。

生徒との続柄にもチェックを付けてください。

ふりがな	ひろしま まなぶ	生年月日	昭和 平成 19 年 6 月 22 日
生徒氏名	広島 学		
在学する学校	学校名/学年 〇〇高等学校 ☒ 高等学校	課程 ☒ 全日制 ☐ 通信制 ☐ その他（ ）	入学年月 令和 5 年 4 月 入学
過去の高等学校等における在学 の状況	学校名 ～ 年 月 日 日	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名 ～ 年 月 日 日	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【保護者等の収入の状況】※次の（A）又は（B）の該当する口に✓印を付けてください。

（A）生活保護（生業扶助）受給世帯の方

☐	生活保護（生業扶助）を受給している場合は、こちらに✓印を付け、生活保護受給証明書を提出してください。
	生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。【書類③】

（B）非課税（道府県民税及び市町村民税の所得割

☒	住民税が非課税の場合は、こちらに✓印を付け、課税証明書等を提出してください。
	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条の規定による生業扶助は受給していません。

次のとおり課税証明書等を提出します。

※(1)～(6)のいずれかの口に✓印を付けてください。

(1)	☐	親権者(両親)2名分	※ 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2名存在する場合
(2)	☒	親権者1名分 ※親権者のいずれかが日本国内で住民税を課されていない場合、原則対象外	☐ 離婚、死別等により親権者が存在しない場合 ☒ 親権者が存在するが、離婚、死別等により親権者が存在しない場合や、家庭の事情により提出できない場合 左の(2)にチェックされたときは、表内の該当する欄へもチェックを付けてください。 収入の確認対象となる保護者等の区分に✓印を付けてください。 要です。 えない
(3)	☐	未成年後見人()名分	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※法人である場合、又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合は、その者を除く。
(4)	☐	主たる生計維持者 2名分	生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
(5)	☐	主たる生計維持者 1名分	・生徒が未成年であり、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・生徒が成人に達しており、主たる生計維持者が存在する場合 等
(6)	☐	生徒本人	・生徒が未成年でかつ(1)～(5)いずれも存在しない場合 ・生徒が成人に達しており、主たる生計維持者がいない場合 等



※(6)の場合のみ使用可。

☐	未成年かつ県民税及び市町村民税の所得割額が課されるだけの収入を得ていないため、課税証明書等の提出を省略します。
--------------------------	---

□ 令和7年度 奨学のための給付金 提出前チェックリスト

記載内容や書類に不備がある場合、審査に時間を要するため給付決定が遅れる原因になります。

提出前に以下のチェック項目をお読みいただき、確認をしてください。

1. 基本項目について

☒ 保護者等(申請者)は広島県内に在住していますか。

☒ 在学証明書(7月1日以降発行)を学校に依頼し添付していますか。

2. 世帯区分について

☐ 生活保護(生業扶助)を受給している場合「生活保護受給証明書(7月1日以降発行)」を添付していますか。

☒ 非課税世帯の場合「令和7年度分」の課税証明書を添付していますか。

☒ 令和7年度分の課税証明書において道府県民税及び市町村民税の所得割額が0～99円(非課税)になりますか。

☒ 申請書2ページ目「(2)親権者1名分」にチェックしている場合、理由欄のチェックはしていますか。

記入上の注意

【対象となる生徒】

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」、「⑮高等学校専攻科」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況】

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ （A）に該当する場合は、書類③「生活保護受給に関する証明書（高校生等奨学給付金申請用）」を提出してください。
- ハ （B）ア(2)に該当する場合は、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 （B）ア(2)の「家庭の事情によりやむを得ず親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス（DV）、養育放棄等の事情が存在する場合を言います。また、この「家庭の事情によりやむを得ず親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、（B）ア(5)及び(6)並びに（B）イ(7)の「親権者が存在しない場合」に該当します。
- ニ （B）ア(1)～(4)に該当する場合は、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ （B）ア(5)又は(6)に該当する場合は、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。
 （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として対象外となります。
- ニ 「個人番号」とは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

提出書類に関する留意事項(県外校用)

	提出書類		入手方法	留意事項
申請書	高校生等奨学給付金受給申請書			○記載ミスや記載漏れがないか(特に✓印)を確認してください。 ★記載不備や添付書類の不足があると、書類の差し戻しなどで審査・給付が大幅に遅れることとなります。
書類①	振込先口座の通帳等の写し			○金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義(フリガナ)が確認できるページのコピーを提出してください。 ○学校へ受領を委任する場合などを除き、振込先口座は申請者本人の口座にしてください。
書類②	保護者全員の所得確認書類	市町村民税・県民税課税証明書又は非課税証明書(令和7年度)	市区町役場の窓口で発行を申請する。	○税の申告を行っていないと市町村民税・県民税の所得割額が確認できないため不認定となります。税の申告を行った上で課税証明書を取得して提出してください。
書類③	生活保護受給に関する証明書(高校生等奨学給付金申請用)		市(区町)福祉事務所で証明を受ける。	○本年7月1日時点で生活保護を受給中の場合は、この証明書用紙(県が定める様式)を福祉事務所へ持参し、証明を受けて提出してください。 (市区町が定める証明書様式で生業扶助の受給が証明される場合は、市区町が発行する証明書でも可)
書類④	在学証明書(高校生等奨学給付金申請用)		在籍する学校で証明を受ける。	○提出のとりまとめを行わない県外校に在籍する生徒は添付してください。(必ず指定の様式(書類④)を使用してください。) ★提出のとりまとめを行う県外校の生徒は提出不要です。
書類⑤	委任状		必要に応じて、学校又は県HPから用紙を入手	○委任状が必要な場合は、学校から入手又は県HPからダウンロードし印刷してください。

【書類の配布について】

- (1) 申請書及び書類①～⑤の様式(用紙)は、県内校及び一部の県外校については学校から配布されます。
 次の方法でも配布していますので、学校からの配布が受けられない場合はいずれかの方法で入手してください。
 (ア) 広島県のホームページからダウンロードする。
 (イ) 広島県環境県民局学事課修学支援担当へ郵送を依頼する。
 申請書類の郵送を希望される場合は、返信用封筒(角2定形外封筒に保護者の氏名、送付希望先の郵便番号・住所を記入し180円切手を貼ったもの)を添えて、次の郵送先へ送付してください。
 (※切手の料金に変更があったときは、ご対応お願いいたします。)
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 広島県環境県民局学事課 修学支援担当 行
 ※返信用封筒を入れた封筒の裏側に、「奨学給付金申請書郵送希望」と記入すること。

【書類の提出要領】

- (1) 提出書類は全てA4サイズとしてください。(やむを得ない場合はA3サイズの二つ折りも可。)
 A4よりも小さい資料は台紙(書類①③)にしっかり貼り付けるか、A4用紙にコピーしたものを提出してください。
- (2) 一部の県外校(提出のとりまとめを行う県外校)の在校生は、学校から指定された期日までに学校へ提出してください。
 それ以外の学校(提出のとりまとめを行わない県外校など)の在校生は、郵送等により直接、広島県環境県民局学事課修学支援担当宛てに宛てに令和7年8月1日(金)までに提出してください。